

# 部活動の大会等に係る選手派遣補助金について

丹波市では、教育活動に要する経費の一部を市が予算の範囲内において補助し、保護者負担の軽減を図るとともに、部活動の振興を目的として、「丹波市中学校生徒の対外競技等参加支出区分」という約束を決めています。

学校では、この決まりに基づき予算事務をすすめています。

## ■補助の対象となる基準と経費内容

(ただし、大会等の種別により、補助内容が決められています)

- 交通費 [公共交通機関利用の場合の費用]
- 自動車借上料 [バスや器具運搬車借り上げに必要な費用]
- 通行料・駐車料 [バス等の有料道路・駐車料に必要な費用]
- 大会参加費・選手登録費 [大会参加費や登録費]
- 宿泊費 [県大会以上の場合にのみ該当: 1人あたり9,800円が上限で食事料は対象外]

No.	支出基準	競技大会内容等
1	国又は地方公共団体が開催するもの	★いわゆる公式大会
2	中学校体育連盟が開催するもの	
3	各種協会又は連盟が開催するもの	★上位大会
		◆上位大会がある予選大会
4	教育研究団体が開催するもの	★
5	前4号に準ずるものとして教育長が特に認めたもの	◆上位大会のない大会等

※★表示をしている大会等については、すべての経費が補助対象です。

※◆表示している大会等については、学校に配当される予算内での執行となります。

部活動によっては、配当予算額を超える場合などで、大会にかかった費用を保護者様の負担として集金する場合があります。その場合、各部活担当者から集金や精算の案内をいたしますので、よろしく願いいたします。